

関市自転車活用推進協議会規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

関市長

関市規則第 2 2 号

関市自転車活用推進協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、関市附属機関設置条例（平成 2 5 年関市条例第 6 8 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、関市自転車活用推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、条例別表市長の附属機関の部関市自転車活用推進協議会の項委員の定数欄に掲げる定数以内の委員で組織し、同項委員の構成欄に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

2 協議会の委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、前条第1項の規定により会長が互選されるまでの間に開催される協議会の会議については市長が招集する。

2 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

関市自転車活用推進協議会 委員名簿

	区分	所属	役職	氏名
1	1号委員 (学識経験者)	岐阜大学 工学部社会基盤工学科	教授	倉内 文孝
2		せきサイクル・ツーリング 実行委員会	委員長	堀部 哲夫
3		一般財団法人 関市スポーツ協会	会長	小野木 卓
4	2号委員 (交通事業者)	長良川鉄道株式会社	誘客担当課長	安江 信晃
5		岐阜乗合自動車株式会社	関営業所長	土屋 真
6		地域内バス運行事業者 板取ふれあいのまちづくり推進委員会	委員長	長屋 勉
7	3号委員 (交通安全団体)	関市交通安全女性連絡協議会	会長	古田 伸子
8	4号委員 (商工観光関係団体)	一般社団法人 関市観光協会	事務局長	和田 明久
9		関商工会議所	建設部長	野田 康彦
10	5号委員 (市民団体)	関市自治会連合会	会長	中嶋 亘
11	6号委員 (市民公募)	一般公募		長尾 朋美
12		一般公募		渡邊 薫
13	7号委員 (関係行政機関)	国土交通省岐阜国道事務所	管理第二課長	長谷川 哲也
14		岐阜県美濃土木事務所	道路調整監	浅原 敦
15		関警察署	署長	栗田 英俊
16		関商工高等学校	校長	近本 彰
17		関市小中学校校長会	津保川中学校校長	古田 大洋
18	8号委員 (その他市長が必要と認めるもの)	関市PTA連合会		田内 直幸
	オブザーバー	岐阜県県土整備部道路維持課	安全防災係長	松岡 光洋